

18. 他都市調査：埼玉県さいたま市 ～障がい者差別禁止条例～

日時	2013年11月12日（火）
場所	さいたま市役所
説明者	保健福祉課障害者福祉課ノーマライゼーション係長 西淵亮氏
目的	「さいたま市誰もが共に暮らすための障がい者の権利の擁護に関する条例」に関して、制定過程および現状と課題について調査した。
所見	障がい者差別禁止条例制定の動きが福岡市でもあり、ノーマライゼーションの街づくりに向けて福岡市でも条例制定と施策の充実が必要である。さいたま市の条例づくりの特徴は①当事者の声を中心に、②差別の現状把握を生活領域全般から調査し、③障害を社会のあり方の問題として捉え、④多くの市民参加で条例づくりを進めた、ことにある。条例の執行体制も、市の政策推進と共に、市民が進捗状況をチェックする仕組みが作られていることは学ぶべきものである。現場の対応を確実なものにするために具体的な指針や合理的配慮のガイドライン作成・配布、研修が取り組まれていること、権利擁護のために弁護士や医師などの専門家との連会も出来ていることは学ぶべきである。

1) 条例制定の経緯

条例制定の始まりは市長のマニフェスト「しあわせ倍増 2009」に位置づけられ、2009年11月に市長から「障害者も健常者も共に暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)」が、当事者の声を反映させるために障害者施策推進協議会に諮問された。障害者施策推進協議会では翌2010年1月に条例検討専門委員会を設置して条例案づくりを進めた。条例検討専門委員会の構成は大学教員2名、医師1名、弁護士1名、事業者1名、福祉事業者2名、当事者の家族1名、公募の当事者1名、行政1名、教育委員会3名の構成であった。条例検討専門委員会は10回の会議を持ち、2010年12月21日に最終報告を行った。2011年3月議会で可決、4月1日施行。

2) 条例検討の進め方

条例検討専門委員会は検討を始めるに当たり、以下の考え方を整理した。

①さいたま市における現実、課題を議論の出発点にする

具体的に差別と思われる事例を521事例収集

②市民が主体となり、議論を進めていく

公募市民による「条例について話し合う100人委員会」を設置、11回の会議がもたれた。「100人」は多くの市民という意味であり、応募者は全員が委員となった。約半数がと自社及び家族であった。当事者の声を条例へ反映させ、市民の理解を深めることになった。

③現状把握と今後の方向性を把握するためにヒアリングを行う

交通関係、雇用・瀬かつ官営、福祉サービス関係、教育関係の関係者にヒアリングを行った。

④障害者権利条約の考え方に即した条例を制定する

障害者を権利の主体として条例の真ん中に据える

⑤障害者の権利擁護するための仕組みを作ること

相談窓口として障害者生活支援センターを設置した。弁護士及び医師で構成する高齢・障害者権利擁護センターを設置し、虐待などの権利侵害の通報を受けた場合は障害者生活支援センターと福祉事務所は高齢・障害者権利擁護センター連携して調査や助言・指導する。

⑥地域生活支援の必要に応じて、分野横断的に対応する仕組みを充実させること

これまで医療・福祉、教育、就労などあらゆる機関をネットワークし、専門職間の連携し、また克服し得ない問題、社会資源不足の実情があれば新たな社会資源の発掘を障害者施策推進協議会に提案してきた域自立支援協議機能を改めて条例に位置づけることで充実させる。

⑦IFC(国際生活機能分類)の考え方に基づき、包括的に障がいをつかえること

障がいを個人の問題とするのではなく、社会が必要な支援を提供するという考えから、条例の対象者を「要支援状態にある心身に障害があるもの」とした。法や制度の対象外の障害者も包括的に捉えている。

⑧誰もが共に暮らしていける地域づくりを行うために、市の方向を示すこと

ノーマライゼーションの理念が市民に育まれ、共に暮らせる地域づくりの根拠となるように、市や市民の責務を明確にした。

⑨条例を市民にわかりやすく伝えていく

・2月11日にシンポジウム開催

・条例についての学習会を知的障害者向けに2回、100人委員会参加者及び教育関係者向けに1回開催

・9月10日さいたま市ふれあいスポーツ大会2010での啓発活動

・条例PR横断幕製作・掲示

・条例制定WEB

・100人委員会通信を5回発行、区役所や市内公共施設にて配布。

3) 条例案の概要

条例の特徴は①障害者の差別と虐待を禁止した条例、②障害の定義にIFC(国際生活機能分類)の考え方に基づき社会モデルを取り入れる、③合理的配慮に基づく措置を定義。

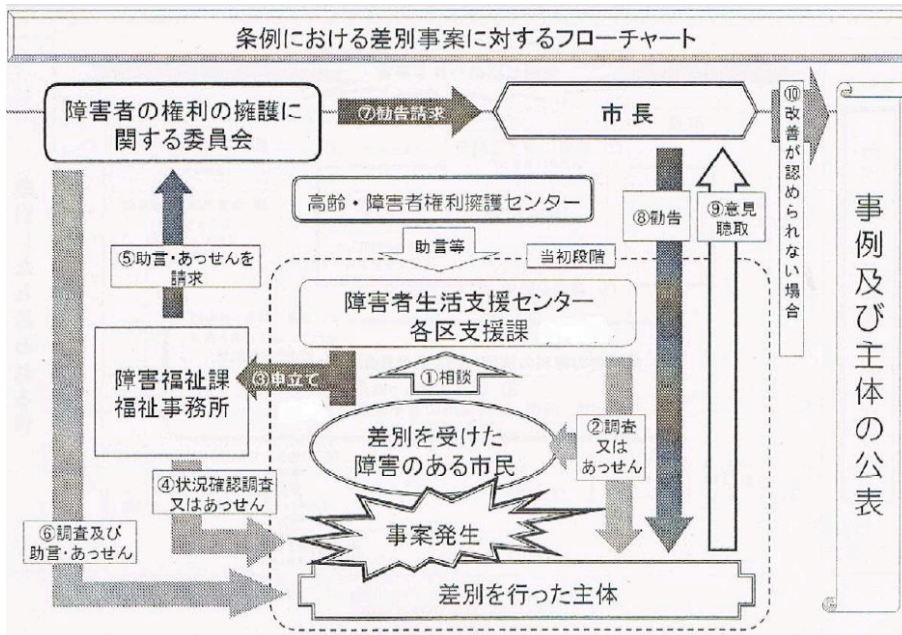
具体的には、

・障害を活動の制限または参加の制限を受けているとして、個人の障害ではなく社会の障害としている。

・個人の意思を最大限尊重し、権利を守るための仕組みを作る。

・相談及び申し立て窓口として各区に「障害者生活支援センター」の設置、福祉事務所及び「障害者の権利の擁護に関する委員会」で調査及び助言、斡旋する。斡旋に応じな

い場合は「障害者の権利の擁護に関する委員会」は差別または虐待者に勧告するよう市長に勧告し、市長は差別または虐待者に勧告する。勧告を受けたものに改善が見られない場合は氏名を公表する。



4) 実施状況と課題

条例制定を受け、条例推進体制としてさいたま市障害者施策推進本部を設置し、障害者総合支援計画とアクションプランを策定。勝因検証を行っている。また、条例に基づきさいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会を設置、さいたま市障害者相談支援指針、障

害者への配慮ガイドラインを作成、市の行政窓口や関係者へ配布。さいたま市高齢・障害者権利擁護センターを設置し、処遇困難な事例に対して関係機関に専門的助言や後見人の養成を行っている。

条例に基づき、障害者に関する施策の実施状況や課題についての意見交換を行う場として「条例について話し合う100人委員会」を「誰もが共に暮らすための市民会議」として設置。毎年公募市民によって構成され、年3回開催されている。120～130人の応募があり、全員委員となっている。

市民への周知啓発活動として、条例PRキャラクター作成。条例簡明版冊子の作成し小学校6年生全員に配布、総合学習の時間で教材にしている。また、教師の研修にも使われている。簡明版冊子は好評で、もっと中身を充実させてほしいという要望も出ている。その他、日本ブラインドサッカー協会と協力してさいたま市ノーマライゼーションカップを開催。

条例制定後、相談件数は増えていない。理由はまだ条例が周知されていないのか、あきらめているのかは不明とのこと。市民アンケートでは条例を知っている人は10%、知らない人は78%となっており、周知が課題となっている。また、当事者の理解を深めることが課題であり、支援学校での取組の強化が求められている。

条例制定に伴う予算については、高齢・障害者権利擁護センターを設置については国の高齢者施策補助金を活用することでそれほど増えていない。ガイドヘルパーや福祉タクシーの利用拡大が要望され市負担は増えているが、全体としての負担はそれほど大きくない。

条例制定において議会では、条例制定過程に市民が深く関わったため、議会での議論も順調であった。市民に義務を課すことも反対はなく、全会一致で可決された。